

福岡県警察情報化推進委員会設置要綱の制定について（通達）

平成17年3月3日

福岡県警察本部内訓第9号

本部長

この度、福岡県警察の情報化の推進を図るため、福岡県警察OA推進委員会設置要綱の制定について（通達）（平成6年福岡県警察本部内訓第53号）の全部を改正し、4月1日から施行することとしたので、効果的な運用に努められたい。

記

第1 趣旨

この内訓は、福岡県警察情報セキュリティに関する訓令（平成17年福岡県警察本部訓令第6号。以下「訓令」という。）第4条の規定に基づき、福岡県警察情報化推進委員会の設置、任務、構成、運営その他必要な事項について定めるものとする。

第2 設置

福岡県警察の情報化（訓令第2条第5号の警察情報システムを利用して、業務の合理化及び省力化を図ることをいう。以下同じ。）を推進するため、警察本部に、福岡県警察情報化推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第3 任務

委員会は、次に掲げる事項を審議することを任務とする。

- 1 警察情報システムの運営及び将来計画並びに管理対象情報の適正な管理に関すること。
- 2 警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関すること。
- 3 その他情報化の推進に関すること。

第4 構成

- 1 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長には警務部長を、委員には次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部総務課長
- (2) 総務部会計課長
- (3) 警務部警務課長
- (4) 警務部情報管理課長
- (5) 生活安全部生活安全総務課長
- (6) 地域部地域総務課長
- (7) 刑事部刑事総務課長

- (8) 暴力団対策部組織犯罪対策課長
- (9) 交通部交通企画課長
- (10) 警備部公安第一課長
- (11) 福岡県情報通信部通信施設課長
- (12) その他委員長が指名する者

第5 運営

- 1 委員長は、必要の都度委員会を招集し、会務を総理する。
- 2 委員長は、審議事項に応じて、関係のある委員のみを招集し、委員会を開催することができる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員は、委員会に付する必要があると認める事項があるときは、委員長に対し、委員会の招集を求めることができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席又は必要な資料の提出を求めることができる。

第6 幹事会

- 1 委員会の事務を補助させるため、委員会に、福岡県警察情報化推進幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長には警務部情報管理課長を、幹事には次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 総務部総務課課長補佐（企画担当）
 - (2) 総務部会計課課長補佐（予算担当）
 - (3) 警務部警務課課長補佐（総合企画担当）
 - (4) 警務部情報管理課課長補佐（庶務・企画担当）
 - (5) 生活安全部生活安全総務課課長補佐（企画担当）
 - (6) 地域部地域総務課課長補佐（企画担当）
 - (7) 刑事部刑事総務課課長補佐（企画担当）
 - (8) 暴力団対策部組織犯罪対策課課長補佐（企画担当）
 - (9) 交通部交通企画課課長補佐（企画担当）
 - (10) 警備部公安第一課課長補佐（庶務・企画担当）
 - (11) 福岡県情報通信部通信施設課課長補佐
 - (12) その他幹事長が指名する者

- 4 幹事長は、必要の都度幹事会を招集し、会務を掌理する。
- 5 幹事長は、事務の内容に応じて、関係のある幹事のみを招集し、幹事会を開催することができる。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 7 幹事長は、幹事会において審議した結果をその都度委員長に報告しなければならない。

第7 報告等

委員長は、必要の都度委員会の会議の結果を部長会議に報告し、又は付議しなければならない。

第8 庶務

委員会及び幹事会の庶務は、警務部情報管理課において処理する。